

普通預金規定 ※下線が追加部分

改定前	改訂後
<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p>	<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>

納税準備預金規定 ※下線が追加部分

改定前	改訂後
<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)ならびに為替による振込金も受入れます。</p>	<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)ならびに為替による振込金も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>

貯蓄預金規定 ※下線が追加部分

改定前	改訂後
<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p>	<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>

## 定期預金共通規定 ※下線が追加部分

改定前	改訂後
<b>2. 証券類の受入れ</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	<b>2. 証券類の受入れ</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

## 定期積金規定 ※下線が追加部分

改定前	改訂後
<b>2. 証券類の受入れ</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。	<b>2. 証券類の受入れ</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

## 通知預金規定 ※下線が追加部分

改定前	改訂後
<b>2. 証券類の受入れ</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	<b>2. 証券類の受入れ</b> (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>